

第 2 次 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

環境にやさしいまちづくり

～循環型社会を目指して～

平成 1 6 年 3 月

吉 川 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
第2章 ごみ処理の現状と課題	3
1. ごみ処理の流れ	3
2. 処理主体	5
3. 処理量実績	6
(1) ごみ収集量	6
(2) 1人1日あたり排出量	8
4. 資源化の状況	9
(1) 行政回収による資源化	9
(2) 集団資源回収	10
5. 最終処分の状況	12
6. ごみ処理の課題	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
1. 基本方針	14
2. 基本方針を達成するための施策	17
3. 施策の推進	22
資 料	
ごみ処理量の推移と今後の見通し	23

第 1 章 計画の概要

1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村には一般廃棄物の適正な処理が求められており、その処理に関して計画を定めなければならないとされていることから、本市では、平成 2 年度に吉川町一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定しました。

近年、市民のごみ問題、環境問題への意識の高まりとともに、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が施行されたことから、市町村には、これまでの適正なごみ処理の実施に加えて、ごみの減量化、資源化の推進が求められています。

このような中、本計画は、①ごみの排出抑制、②ごみの資源化の推進、③ごみの適正処理・処分を図るため、前計画を全面的に見直し、循環型社会の構築に向けた取り組みについて策定するものです。

2. 計画の位置付け

国では、循環型社会の構築に向け、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法を制定するとともに、容器包装リサイクル法をはじめとする個別のリサイクル法を順次整備しているところです。また、平成 13 年に、廃棄物処理法に基づくごみの減量、適正処理に関する基本方針を定めるとともに、平成 15 年には循環型社会形成推進基本法に基づく基本計画を策定し、循環型社会に向けた基本的な方向性や目標を示しています。

埼玉県では、平成 13 年に第 5 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、県、市町村、事業者及び県民のそれぞれの役割を示すとともに、連携・協働した取り組みを進めています。

本市では、第 4 次吉川市総合振興計画を策定し、市民主役のまちづくりを進めており、環境全般に係る施策の基本的な方向性を示した環境保全指針を平成 11 年に策定しております。

本計画は、これらの法令及び計画等との整合を図り、策定しています。

3. 計画の期間

本計画は、平成19年度を中間目標年度とし、平成24年度を計画目標年度とします。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、内容の見直しを図るものとします。

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の流れ

一般家庭から排出されるごみは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分別されています。このうち「資源ごみ」はさらに「かん」「びん」「新聞」「雑誌・雑紙・紙製容器包装」「段ボール」「紙パック」「衣類」に細分別しており、全体で11分別となっています。

「燃えるごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」はステーション方式で収集しており、「粗大ごみ」は予約制による戸別収集となっています。

このほか、「古紙類」や「乾電池」について公共施設等を利用した拠点方式による回収も行っています。

中間処理施設は、焼却処理施設として吉川市を含む5市1町で構成する東埼玉資源環境組合の第一工場、破碎・選別処理施設として吉川市環境センターがあります。「古紙類」については古紙業者に直接引き渡して資源化しています。

処理後の資源化できないもので、焼却残渣のうちスラグを東埼玉資源環境組合の最終処分場に、それ以外の焼却灰、ばいじん等は主に県外の民間処分場に埋め立て処理とし、不燃残渣については、環境センター最終処分場に埋め立てています。

事業所から排出されるごみは、主に「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分別され、事業者自ら処理するか許可業者に委託して処理しています。

表2-1 ごみの分別

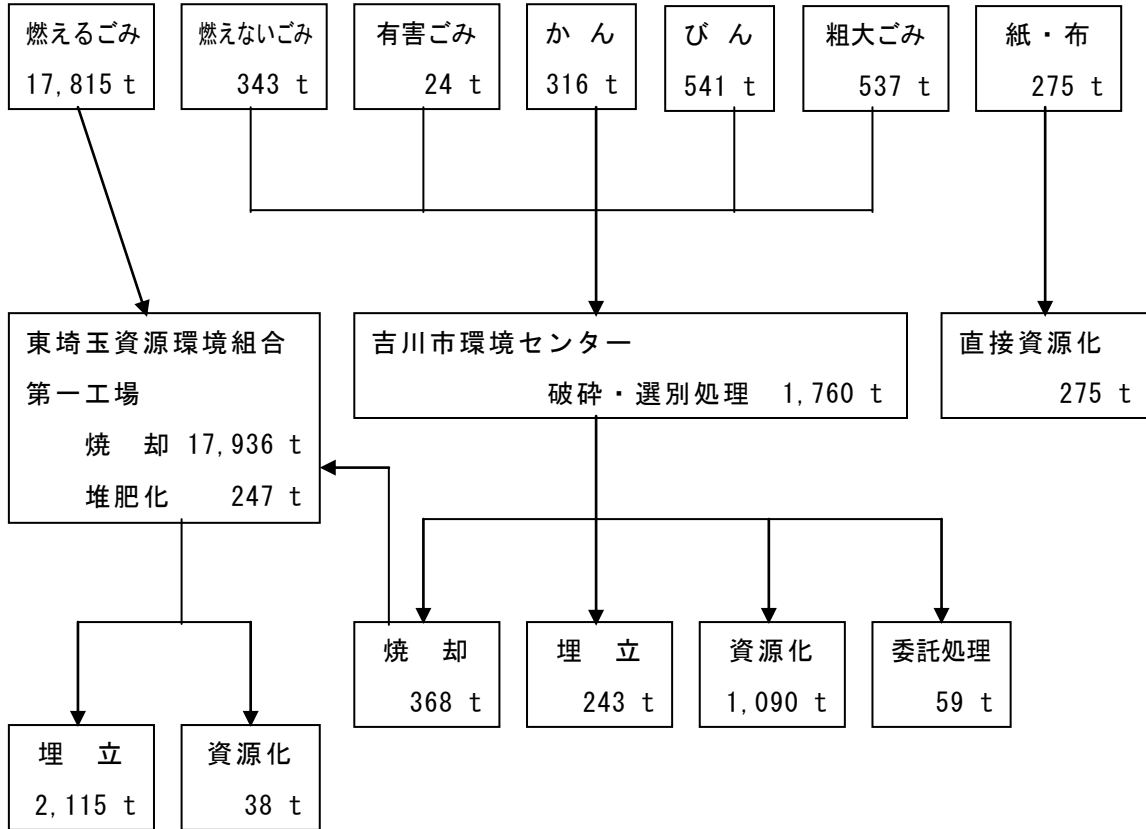
	分別区分	収集方式	収集回数
家庭系	燃えるごみ	ステーション	週2回
	燃えないごみ	ステーション	月1回
	有害ごみ	ステーション	月1回
	資源かん	ステーション	週1回（3週目を除く）
	資源びん	ステーション	週1回（3週目を除く）
	資源紙・布	ステーション	月2回
事業系	粗大ごみ	戸別収集	—
	燃えるごみ	—	—
	燃えないごみ	—	—

図2-1 平成14年度のごみ処理の流れ

総排出量 19,850 t

家庭系ごみ 14,941 t

事業系ごみ 4,909 t



※端数処理しているため、合計があわない場合があります

2. 処理主体

ごみの処理区分ごとの処理主体は次のとおりです。

◎収集・運搬

・家庭系ごみ

分別区分ごとの処理主体及び車両台数は（表２－２）のとおりです。

表２－２ 直営・委託車両台数

	直営台数	委託台数	委託業者数	委託比率
燃えるごみ	0台	5台	2社	100%
燃えないごみ	2台	2台	1社	50%
有害ごみ	3台	1台	1社	25%
かん	3台	3台	1社	50%
びん	3台	3台	1社	50%
紙・布	0台	1台	1社	100%
粗大ごみ	1台	1台	1社	50%

・事業系ごみ

事業所から排出されるごみは、行政では収集を行っておらず、また、処理施設において直接搬入の受入を行っていないため、自己処理されるものを除き、全量許可業者による処理となります。

◎中間処理

・吉川市環境センター

平成6年竣工の粗大ごみ処理施設では、直営による管理となっておりますが、処理作業については一部委託となっております。

◎最終処分

・吉川市環境センター最終処分場

平成6年竣工の最終処分場では、主に燃えないごみ、粗大ごみの破碎後に発生する不燃残渣について埋立処理しており、直営による管理となっておりますが、浸出水の処理については委託により行っています。

3. 処理量実績

(1) ごみ収集量

本市におけるごみの収集量は年々増加しています。家庭系ごみは微増となって

いますが、事業系ごみの増加が著しく、小型焼却炉の使用が規制された平成14年度は大幅に増えています。ごみの分別区分ごとの収集量の推移は（表2-3）のとおりです。

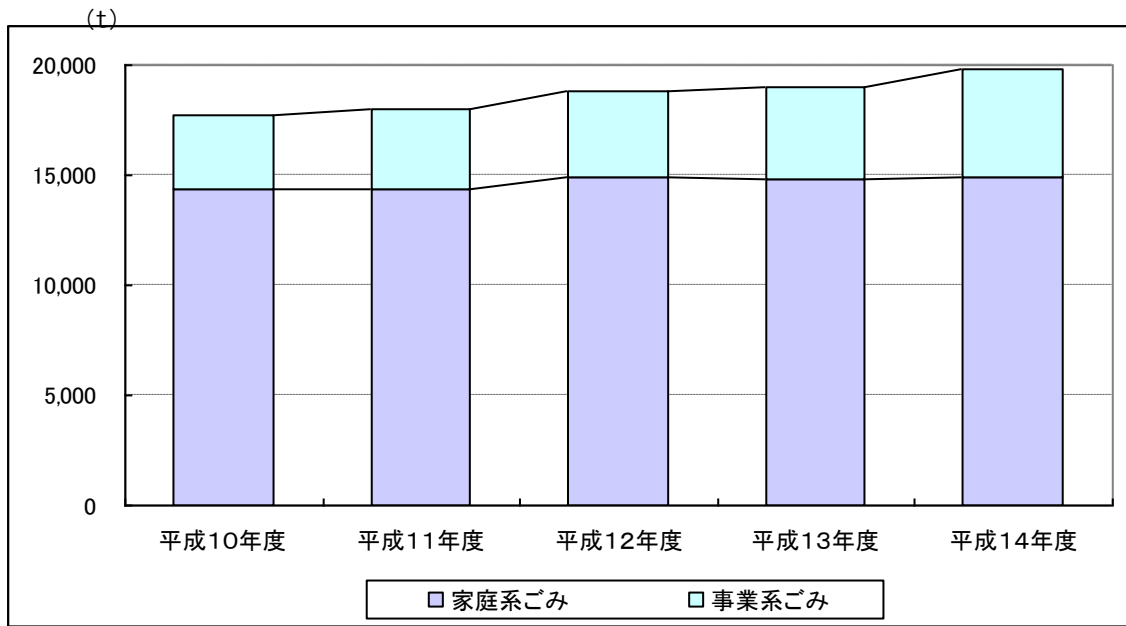
表2-3 ごみ収集量の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
燃えるごみ	12,402	12,532	12,774	12,822	12,905
燃えないごみ	340	346	374	353	343
有害ごみ	23	23	21	23	24
資源ごみ	1,037	922	1,053	1,079	1,132
かん	341	344	340	345	316
びん	626	502	614	563	541
紙	70	76	99	172	275
新聞	29	30	34	55	105
雑誌	26	31	42	74	107
段ボール	12	12	14	25	43
紙パック	0	1	2	2	2
衣類	3	3	7	16	18
粗大ごみ	539	548	651	502	537
家庭系合計	14,341	14,371	14,873	14,779	14,941
燃えるごみ	3,384	3,640	3,916	4,212	4,909
燃えないごみ	0	0	0	0	0
事業系合計	3,384	3,640	3,916	4,212	4,909
総収集量	17,725	18,011	18,789	18,991	19,850

※単位はトン

※端数処理しているため、合計があわない場合があります

図2-2 ごみ収集量の推移



(2) 1人1日あたり排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、家庭系は横ばいとなっておりますが、ごみ全体でみた場合、増加傾向にあります。年度ごとの推移は（表2-4）のとおりです。

また、国民1人1日あたりのごみ排出量及び埼玉県民1人1日あたりのごみ排出量との比較は（図2-3）のとおりです。

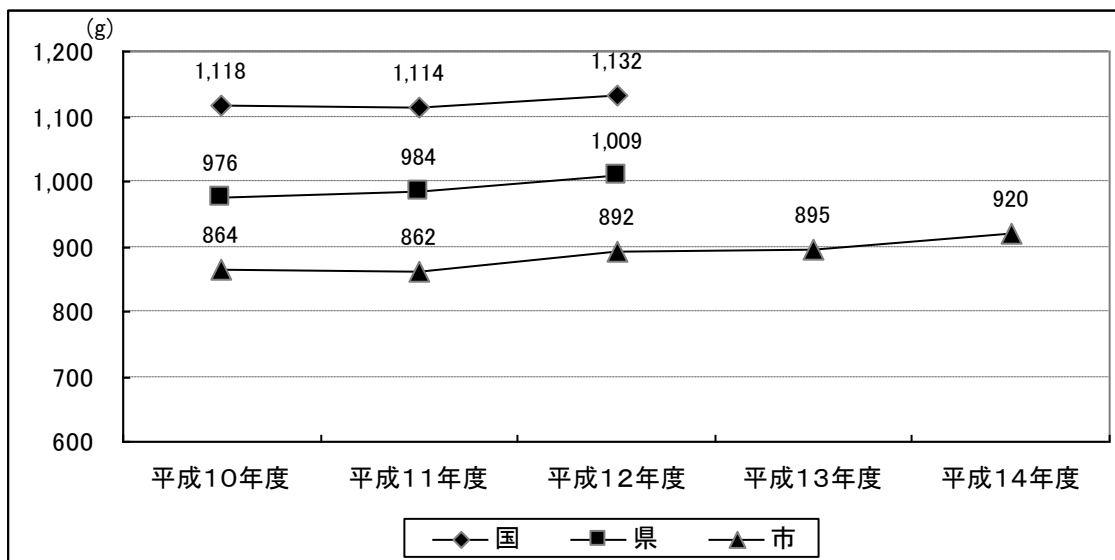
表2-4 1人1日あたり排出量の推移

人 口 (人)	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
家庭系ごみ排出量	699	688	706	696	693
事業系ごみ排出量	165	174	186	198	228
1人1日排出量	864	862	892	895	920

※単位はグラム

※端数処理しているため、合計があわない場合があります

図2-3 1人1日あたり排出量の比較



4. 資源化の状況

(1) 行政回収による資源化

資源ごみとして収集されるものだけでなく、中間処理施設において、処理の過程で資源化できるものの回収に努めることにより、資源化率の向上を図っていますが、ペットボトルの消費量の増加に伴いかん・びんの回収量が低下していることに加え、カレットの品質基準が強化されたことにより資源化率は低下しています。

表 2-5 行政による資源化量の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
環境センター	1,388	1,149	1,366	1,215	1,090
アルミ	88	94	99	95	89
スチール	265	264	256	262	238
カレット	626	502	614	563	448
スクラップ	409	289	397	295	315
東埼玉資源環境組合	30	29	63	93	38
堆肥	0	0	27	51	38
鉄	30	29	36	42	0
委託処理	40	91	115	72	59
直接資源化	70	76	99	172	275
資源化量合計	1,528	1,345	1,643	1,552	1,462
資源化率(%)	8.62	7.47	8.74	8.17	7.37

※単位はトン

※端数処理しているため、合計があわない場合があります。

※資源化率とは、ごみとして排出されたもののうち、資源化を図ったものの割合です。

(2) 集団資源回収

本市では、市民団体による自主的な資源回収に対し補助金の交付を行うことにより、ごみの減量化・資源化の推進を図っています。

また、ごみの排出量と集団資源回収量をあわせてごみ発生量とし、行政による資源化量と集団資源回収量をあわせて総資源化量とします。

表 2 - 6 総資源化量等の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
集団資源回収量	1,892	1,900	1,704	1,775	1,696
ごみ発生量	19,617	19,911	20,492	20,766	21,546
総資源化量	3,419	3,245	3,347	3,326	3,158
総資源化率(%)	17.43	16.30	16.33	16.02	14.66

※単位はトン

※端数処理しているため、合計があわない場合があります。

※総資源化率とは、ごみ発生量のうち、資源化を図ったものの割合です。

図 2 - 4 平成14年度ごみ発生量

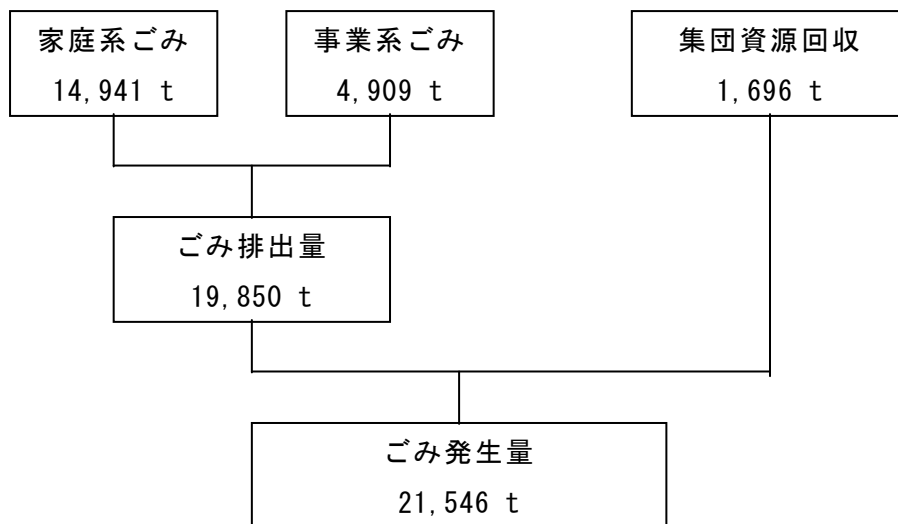
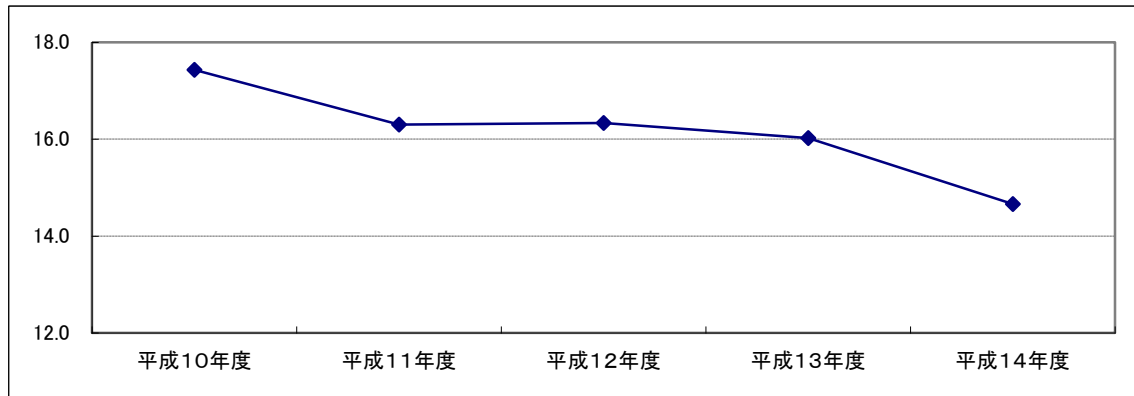


図 2 - 5 総資源化率の推移

(%)



5. 最終処分の状況

収集されたごみは、中間処理施設で処理された後、資源として再利用できるものを回収し、残ったものは適正に埋め立て処分されます。

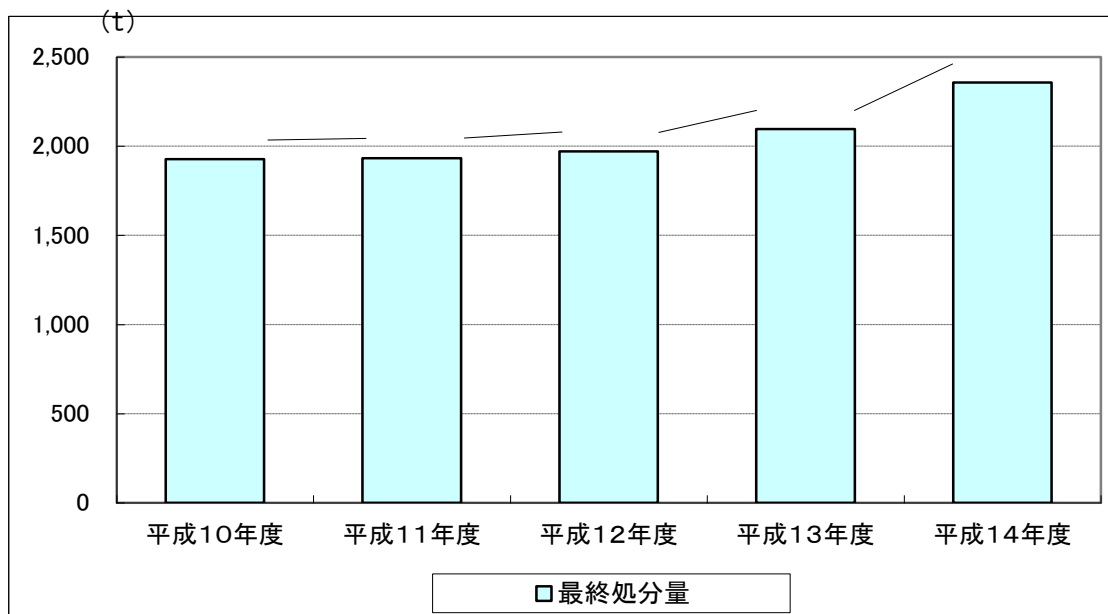
表 2-7 最終処分量の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
環境センター	117	161	113	137	243
鍋小路	117	161	113	137	243
東埼玉資源環境組合	1,811	1,771	1,858	1,959	2,115
中曽根	427	374	352	—	—
高久	—	—	—	—	714
県環境整備センター	308	503	769	1,289	387
県外	1,076	894	737	670	1,014
最終処分量合計	1,928	1,932	1,971	2,096	2,358

※単位はトン

※端数処理しているため、合計があわない場合があります。

図 2-6 最終処分量の推移



6. ごみ処理の課題

国においては、循環型社会形成推進基本法の中で、製品等が廃棄物となった場

合、環境負荷をできる限り低減する観点から施策の優先順位を①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（マテリアルリサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分、と規定し、この基本的な枠組みを基に各種リサイクル法を整備し、持続的発展が可能な社会の実現を推進しています。

本市のごみの排出量については、家庭系では紙・布の分別収集の効果もあり横ばい状態となっていますが、事業系の伸びが著しく、事業者に対しても家庭系同様の排出抑制を求めるとともに、資源ごみの分別についても啓発し、減量化に努める必要があります。

また、ごみの資源化については、容器包装リサイクル法に基づく品目（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）については、早期に分別収集を実施するとともに、その他の品目に関しても、資源化を図ることができるものについては、分別収集について検討していかなければなりません。一方、ごみの分別を増やすことにより、ごみ処理に要する経費は増大します。現状の仕組みの中では、自治体が負担する割合が大きくなっているため、拡大生産者責任の考え方にたった制度改正が図られるよう国等に強く働きかけていかなければなりません。さらに、より一層の資源化を図るためには、バイオマス化等、生ごみリサイクル手法の研究を進める必要があります。

これらの課題に対応するため、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築を図るとともに、情報の公開を積極的に進め、意識の啓発を図っていかなければなりません。

あわせて、ごみの適正な処理を行い、資源化及び最終処分を行うための処理施設について、計画的な修繕等を行うことにより、施設の延命化を図る必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

本市のごみ排出量は、平成14年度において総量で19,850t、1人1日あたり920gであり、増加傾向が今後も続いた場合、平成24年度には1人1日あたり992gになることが見込まれます。平成22年度における本市の人口を約69千人とすると、総量で24,995tになり、環境に与える負荷はより増大することが懸念されます。

そこで、本計画では次のとおり基本目標及び目標数値を設定し、ごみの減量・資源化を推進します。

基本目標

環境にやさしいまちづくり ～循環型社会を目指して～

目標数値

◎1人1日あたりのごみ排出量

平成14年度より5%削減 (920g→874g)

◎ごみの資源化率

ごみ発生量の25%を資源化
(14.7% (平成14年度実績) →25%)

◎最終処分量 (埋め立て量)

平成14年度より30%削減
(2,358t→1,650t)

■ごみ排出量

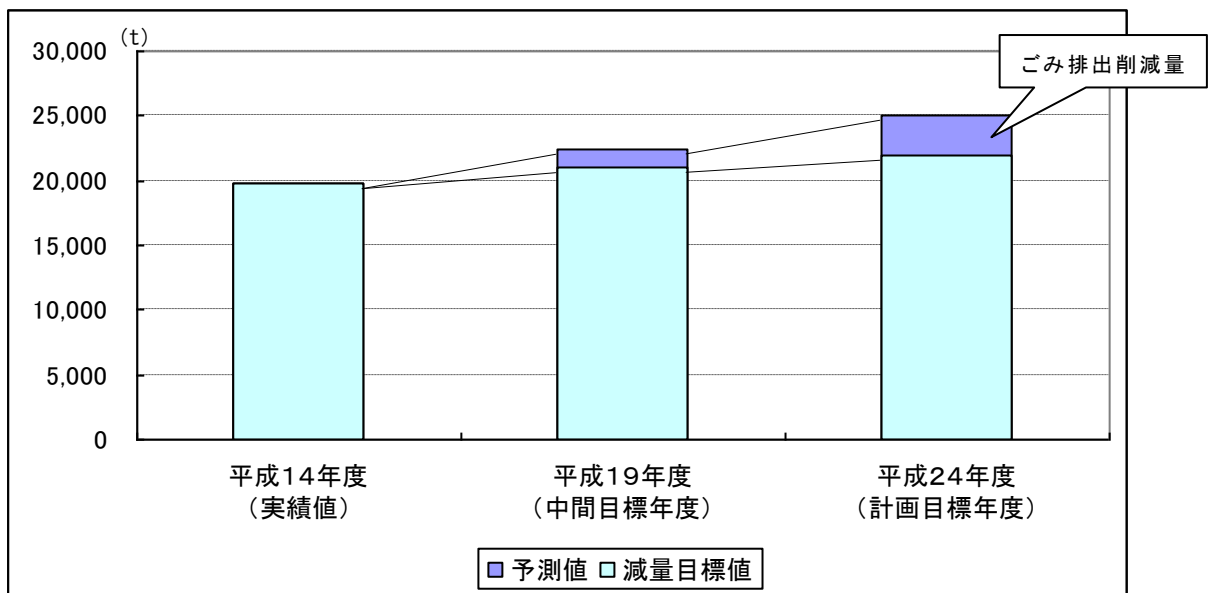
表3-1 現状のまま推移した場合 (予測値)

	平成14年度 (実績値)	平成19年度 (中間目標年度)	平成24年度 (計画目標年度)
人口(人)	59,083	64,094	69,063
総排出量(t)	19,850	22,384	24,995
1人1日排出量(g)	920	954	992

表3-2 ごみ排出減量目標値

	平成14年度 (実績値)	平成19年度 (中間目標年度)	平成24年度 (計画目標年度)
総排出量(t)	19,850	21,042	22,032
1人1日排出量(g)	920	897	874

図3-1 ごみ排出量予測値の推移



コラム：50グラムの減量ってどのくらい？

本計画では、1人が1日あたりに出すごみ量を5%（約50グラム）削減することを目標にしていますが、50グラムのごみにはどんなものがあるのでしょうか？

ペットボトル（500ml）・レジ袋5枚・りんごの皮（1個分）
これらのように、1つひとつは大したことないものばかりですが、1
年間で相当な量になってしまいます。

必要以上にものを買わない、使えるものは最後まで使い切る・・・
こういった、ちょっとした心掛けがごみの減量につながっていきます。

■ごみの資源化率

表3-3 資源化率の目標値

	平成14年度 (実績値)	平成19年度 (中間目標年度)	平成24年度 (計画目標年度)
総資源化量(t)	3,158	4,188	5,933
総資源化率(%)	14.7	18.4	25.0

■ごみの最終処分量

表3-4 最終処分量の目標値

	平成14年度 (実績値)	平成19年度 (中間目標年度)	平成24年度 (計画目標年度)
最終処分量(t)	2,358	1,972	1,650
最終処分率(%)	11.9	9.4	7.5

2. 基本方針を達成するための施策

本市では、基本方針で掲げた目標を達成するため、次の4点について取り組んでいきます。

1. ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

実際にごみを排出する市民及び事業者に対して、ごみ処理の実態及びごみ減量の必要性を訴えるとともに、教育の現場からも環境保全の大切さについて知らせます。

2. ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

ごみを出さないための意識付けを行ったり、ごみにしないための方策について提示します。

3. ごみ資源化の推進

不要物として排出されたものについて、積極的な資源化を行うとともに、なるべくごみとして処理しないよう取り組みます。

4. ごみ処理施設の計画的な整備

ごみを適正かつ安全に処理するとともに、ごみの資源化を効率よく実施するために、処理施設の整備について検討します。

ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

・環境教育の推進

環境学習用教材の充実に努め、小中学生からの環境教育を推進します。
小中学生によるアダプトプログラムの実施について検討します。

※アダプトプログラム＝アダプト(adopt)とは英語で「養子縁組をする」の意味。一定区画

の公共の場所を養子にみたて、市民が里親となって養子の美化を行い、行政がこれを支援する活動です。

・ 意識啓発活動の推進

市民の環境やごみに対する意識を高めるため、広報誌やホームページなどを利用し、情報を積極的に提供します。また、出前講座や地域の説明会などをおして、ごみに関する意識の啓発に努めます。

・ グリーン（エコ）商品の利用促進

循環型社会を構築するには、ごみの分別収集を進めるとともに、再生品の利用を進める必要があります。

庁舎内で使用する事務用品等について、再生品の採用を進めるとともに、市民及び事業者に対しても再生品の利用を呼び掛けます。

・ ふれあい収集の実施

高齢者世帯や障害者世帯など、ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合について、戸別での収集を実施することにより、ごみ排出に伴う負担を軽減することができます。負担の軽減に伴い、ごみの減量や分別についての認識を高めることができることから、実施について検討を進めます。

※ふれあい収集＝高齢者や障害者のみで構成される世帯で、ごみの排出が困難な場合について、通常のごみ収集とは別に、戸別訪問によりごみを収集する方法です。

・ 美化活動の推進

地域の清掃活動をおして環境への意識を高めます。

清掃用具の支給や清掃後のごみの収集・処理など、地域の自主的な清掃に対する支援を行います。

市内一斉清掃活動の実施についても検討します。

ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

・ 生ごみ処理機の普及促進

生ごみ処理機購入者への補助を継続して実施します。

普及率の向上に向けて、補助金交付制度や生ごみ処理機の効果等について広くアピールします。

また、公共機関等においても積極的に導入するよう働きかけます。

・ 集団資源回収の推進

市民団体による自主的な資源回収に対する支援を行います。

自らの手で実施することにより環境への意識の高揚を図ることができるため、広報誌やごみカレンダーなどをとおして、集団回収への参加を呼び掛けます。

・ マイバッグ運動の推進

身近で手軽に始められるごみ減量運動として、市民への周知を図ります。

市民団体や事業者と連携して、マイバッグ運動を市内全体の活動として広げます。

また、マイバッグ運動等の環境活動に積極的な事業者に対し、エコショップとして認定することにより、事業者による取り組みを促進します。

・ ごみ処理有料化の検討

ごみ処理の有料化により、多く出す場合は応分の負担をし、減量に努力した場合は負担が減るという意識付けを行うことで、ごみの減量化に効果があります。

実施した場合の効果や市民の意識などについて、調査研究をすすめます。

・ 事業系ごみの排出指導

事業所からの排出状況を調査するとともに、資源ごみの分別について理解を求めています。また、多量排出事業者については、ごみの減量計画の提出を求めています。

ごみ資源化の推進

・ 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法で指定されている品目の分別に関して完全実施を目指します。現状で分別収集を実施しているかん・びん・紙類のほか、ペットボトル・プラスチック製容器包装について、早期に取り組めるよう検討を進めます。

・ リサイクル可能なごみの分別

食品廃棄物（生ごみ）や廃食用油など、分別することにより資源として有効活用できるものについて、先進事例等を調査研究し、取り組みが可能なものについて検討を進めます。

・ 資源ごみコンテナ収集地域の拡大

資源ごみ（かん・びん）をコンテナで回収することにより、収集後は燃えるごみとなるごみ袋の削減を図ることができます。

収集場所が整備されている地区については、コンテナ回収を継続して実施するとともに、道路上などで回収している地域については導入の問題点の整理などを行い、実施箇所の拡大を進めます。

ごみ処理施設の計画的な整備

・ 東埼玉資源環境組合との連携

スラッグの有効利用について、引き続き調査研究を進めるよう要望するとともに、現状で埋め立てを行っている焼却灰やばいじんの資源化を検討するよう要望します。

また、第二工場ごみ処理施設の建設についても、計画的に実施されるよう

協力します。

・ 環境センターの改修

建設後9年が経過することから、老朽化の進んでいる部分について計画的に改修を行うとともに、長期的な整備計画について検討します。

3. 施策の推進

	中間目標年度 ～平成19年度	計画目標年度 ～平成24年度
1. ごみ減量への意識啓発及び教育の充実		
・ 環境教育の推進	—————	継続して実施 —————>
・ 意識啓発活動の推進	—————	継続して実施 —————>
・ グリーン（エコ）商品の利用促進	—————	継続して実施 —————>
	— 実施に向けた検討 —>	————— 実施 —————>
	—————	継続して実施・市内一斉清掃の検討 —————>

- ・ふれあい収集の実施
- ・美化活動の推進
- 2. ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み
 - ・生ごみ処理機の普及啓発
 - ・集団資源回収の推進
 - ・マイバッグ運動の推進
- 3. ごみ資源化の推進
 - ・ごみ処理有料化の検討
 - ・事業系ごみの排出指導
 - ・容器包装リサイクル法への対応
- 4. ごみ処理施設の計画的な整備
 - ・リサイクル可能なごみの分別
 - ・資源ごみコンテナ収集地域の拡大
 - ・東埼玉資源環境組合との連携
 - ・環境センターの改修

